

【民法】

問題1 以下の事例を読んで、小問1～小問4に解答しなさい。とくに指示がなければ、判例に基づき、根拠をあげて解答しなさい。なお、各設問はそれぞれ独立の問題であり、解答にあたっては、利息や費用について考慮する必要はない。

《事例》

Xは、兄であるAから土地を無償で借りて有機野菜を生産していた。ところがXA間で土地の返却をめぐる紛争が生じ、Aは、Xを実力で土地から追い出して、野菜販売をしているYとの間で、Aが作っている野菜であると称して有機野菜の販売委託契約を締結し、この土地で生産されたX所有の野菜をYに出荷し、Yは、これを消費者に販売していた。しかし、Yは、販売した野菜の販売代金をAに支払わないままの状態になっている。また、Aは、Yと契約を締結したのと同じ頃、この土地内でXが野菜の収穫に使用していたX所有の軽四輪自動車（廃車しておりナンバープレートはない）をAのものであると称して事情を知らない農業に従事しているZとの間で売買契約を締結して引き渡し、Zはその代金をすでにAに支払済みである。

小問1 Xは、野菜の所有者として、AがYとの間で締結した販売委託契約を追認するとYに連絡するとともに、販売代金をXに支払うよう請求する。認められるか。

小問2 その後Aが事実上の破産状態になった。Xは、Aに対して損害賠償請求権があるとして、Yに対して、販売代金をAの代わりにXに支払うよう請求する。認められるか。

小問3 AがXとのトラブルなどで心労が重なって死亡し、唯一の親族であるXがAを相続した。Xは、軽四輪自動車の所有者として、AZ間の売買契約を認めず、Zに対してその返還を請求する。認められるか。

小問4 《事例》と異なり、Aが権限なくXの代理人と称して、Yとの販売委託契約、Zとの売買契約を締結していた場合、小問1と小問3の結論は

異なるか。

問題 2 以下の事例を読んで、小問 1～小問 3 に解答しなさい。とくに指示がなければ、判例に基づき、根拠をあげて解答しなさい。なお、各設問はそれぞれ独立の問題であり、解答にあたっては、自賠法上の責任、利息や費用について考慮する必要はない。

《事例》

A は、事務機器のリース会社 B の営業担当者であるところ、営業車に乗車、運転中、C が運転する自家用車と接触し、同乗していた D がけがを負う事故をひき起こした(以下「本件事故」という)。本件事故の現場は、十字路であり、A の前方注視義務違反のために本件事故は起こっていた。

D は、本件事故によって手足にマヒが残る障害を負い、治療費、逸失利益等の損害額は、200 万円と算定されている。

小問 1 本件事故は、A が前日深夜まで営業に回ったため、営業車で帰宅した後、休日に友人に頼まれて競馬場まで友人を送っていた際に事故が起こったものであった。B 社では、私用での自動車の運転を固く禁じており、無断使用に対しては、厳しい対応をしていたとする。D は B に損害賠償を請求しているが、これに対して B がどのような反論をすることが考えられるか。このことを踏まえて、D の請求が認められるか解答しなさい。

小問 2 本件事故に際して、十字路に飛び出した E が A と C の自動車の事故に巻き込まれ、ケガをした。そのために E が被った治療費、逸失利益等の損害額は、100 万円であった。また、E は 10 歳の小学生であり、責任能力は認められないとする。E は、A に損害額全額の賠償を請求している。これに対し、A は、E の飛び出しを理由に 5 割の過失相殺を主張している。このことを踏まえて、E の請求が認められるか解答しなさい。

小問 3 本件事故においては、A の前方注視義務違反だけでなく、C にも徐行義務違反があり、A と C の過失割合は、7:3 であった。D は A に対して損害額全額を請求しているが、これに対して A がどのような反論をすることが考えられるか。

(1) D が C の恋人であった場合と、(2) 妻であった場合とに分けて、D の請求が認められるか解答しなさい。